

## 「雨水流出抑制施設設置に関する事前協議」の取扱いについて

小松市内で開発事業等を行う場合は、雨水排除方法については事前に関係各課との「雨水流出抑制施設設置に関する事前協議」が必要となります。

### 1. 事前協議取扱い主管課

雨水流出抑制施設の設置基準は、公共下水道区域により異なるため、取扱い主管課は次の通りとなります。

- (1) 公共下水道分流区域その他区域における開発事業等・・・・・・・・ 【都市創造部 内水対策室】
- (2) 公共下水道合流区域における開発事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [ 【都市創造部 内水対策室】  
【上下水道局 上下水道建設課】

### 2. 事前協議対象面積基準

雨水流出抑制施設を設置する必要がある開発事業等の面積は、次の通りとなります。

- (1) 開発面積が市街化区域で0.15ヘクタール以上、その他の区域で0.3ヘクタール以上の開発事業等。
- (2) 開発後3年以内に追加して行われる場合は同一開発とみなし、合計面積を対象とします。
- (3) 開発面積が1ヘクタール以上の開発行為は、石川県の「雨水排水協議基準」及び「調整池設置要領」によります。

ただし、維持管理が小松市に移管されるものについては、小松市でも事前協議の対象となります。

なお、上記(1)から(3)に該当しない事業で、関連機関との協議を実施したものについては、協議書の写しを主管課までご提出ください。（地方分権一括法により法定外公共物が増大したことへの影響を考慮するため）

### 3. 事前協議の主な内容

主に、雨水流出抑制施設設置の検討等を行います。

開発事業等により増加した排水量を、「小松市総合雨水排水計画」及び「小松市公共下水道事業計画」等、小松市における各基本計画を基に、公共下水道施設、道路排水施設、河川排水施設、農業排水施設、樋管、水門、ポンプ場、法定外公共物等との適合具合等の調整を行います。

#### 4. 事前協議資料

表1 事前協議資料

図面等の種類	縮尺	明示すべき事項
位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上	方位、開発事業地の形状及び付近見取図
配置図	縮尺 1,000 分の 1 以上	開発事業等の実施前及び実施後の境界線、主要構造物の位置、建築物その他の工作物の位置及び土地利用形態
雨水排水計算書		開発事業等の実施前及び実施後の平均流出係数、抑制量及び放流量、ポンプ形式及び容量、オリフィス口径、調整池容量及び放流量
排水施設計画平面図	縮尺 1,000 分の 1 以上	排水施設の位置、排水系統及び吐口の位置
雨水流出抑制施設の計画図	縮尺 100 分の 1 以上	雨水流出抑制施設の位置、形状、断面及び放流口の構造図
写真		開発事業等の実施前及び実施後の写真 オリフィス断面は検尺写真必要
同意書等		必要に応じて提出 例) 生産組合や町内会等
その他参考資料		開発地区及びその周辺の雨水排水系統図等

備考 図面には縮尺を記入すること。

## 各規定の相互関係

各規定の相互関係は次の通りです。

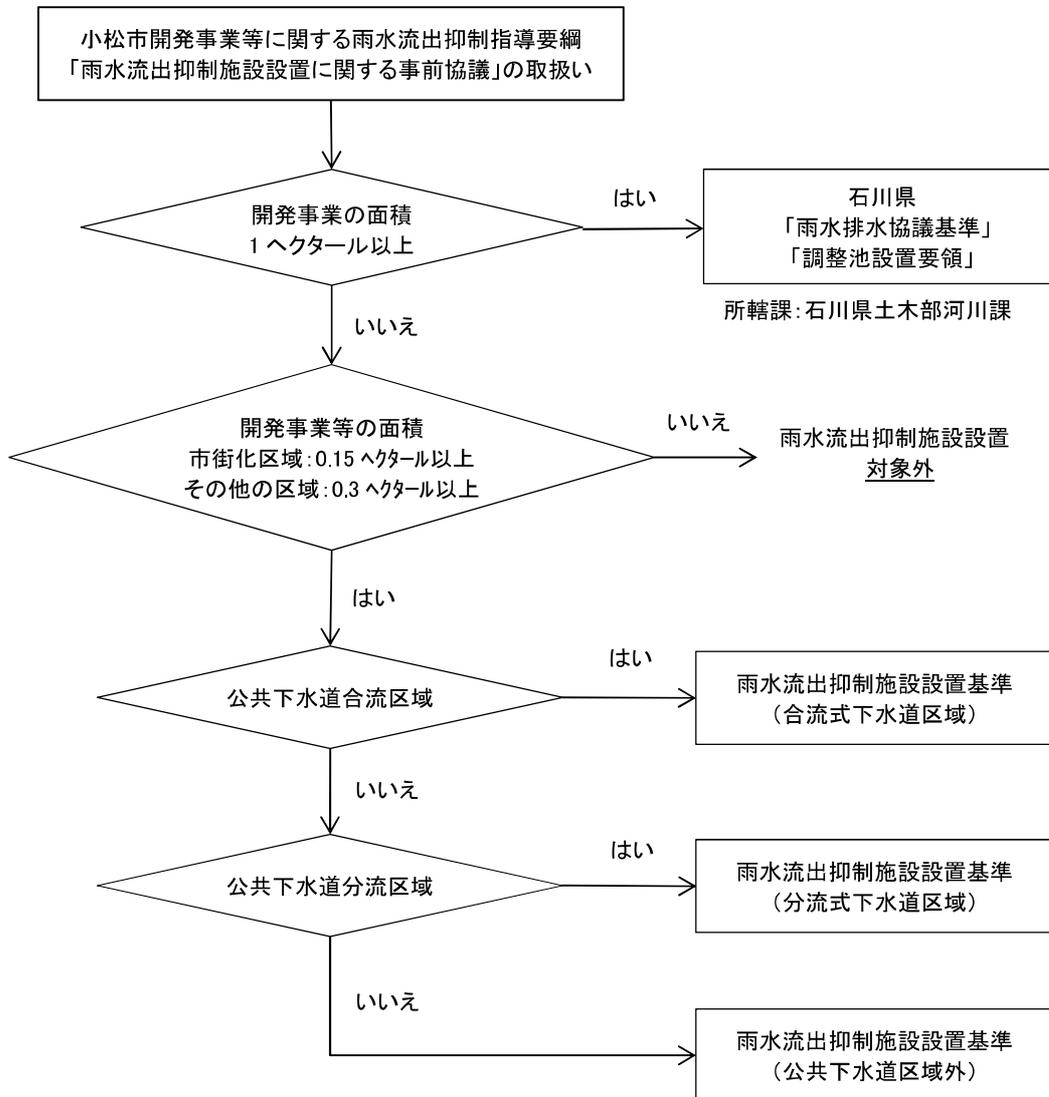


図1 各規定の相互関係